

青年法律家協会弁護士学者合同部会企画 2015年度学生セミナーのお知らせ

青年法律家協会弁護士学者合同部会では、大学生・法科大学院生・法科大学院卒業生を対象に、東京都東村山市にあるハンセン病療養施設（多摩全生園）と国立ハンセン病資料館を見学する学習会を開きます。

ハンセン病は希にしか感染・発症せず、投薬で完治する病気です。しかし、国は「らい予防法」を制定し、ハンセン病への差別を煽り、患者を国中から各地の療養所に強制収容し、生涯退所させませんでした。2001年5月、熊本地裁は「らい予防法」を違憲と断じ国に損害賠償を命じました。圧倒的な世論に押され、国は控訴を断念して判決が確定しました。しかし元患者への差別は根強く残り、元患者は失った「人生」を取り戻せません。法曹には何ができるのでしょうか。

東村山の療養所には、国立ハンセン病資料館が併設されております。この資料館では、ハンセン病回復者である方が啓発活動として、自らの体験を語り掛ける、語り部活動があります。どのような人権侵害が行われてきたのかを伺い、今後何が求められているのかを考えてみましょう。

(人権問題にかかわる弁護士も参加します。是非ご参加ください。)

■場 所 東京都 国立療養所多摩全生園(たまぜんしょうえん)、国立ハンセン病資料館

■交 通

- ①西武池袋線 清瀬駅南口より西武バス 久米川駅北口行きハンセン病資料館下車 (約10分)
- ②西武新宿線 久米川駅北口から西武バス 清瀬駅南口行きハンセン病資料館下車 (約20分)
- ③JR武蔵野線 新秋津駅から 西武バス 久米川駅北口行き全生園前下車 (約10分) 後、徒歩10分
または新秋津駅から徒歩約20分

■集合時間 2015年6月21日(日)12時45分厳守 (5時解散予定)

■集合場所 国立ハンセン病資料館内ロビー (出入口から受付に入った所) 集合



■内 容

- ◆国立ハンセン病資料館・団体見学 (展示見学, ガイダンスビデオ視聴, 語り部のお話)
- ◆多摩全生園内見学 (弁護士による解説予定)

■申込先 青年法律家協会弁護士学者合同部会 bengaku@seihokyo.jp (氏名, 所属, 電話番号を明記
締切 6月19日正午)

■問合せ 担当弁護士 結城 祐 (城北法律事務所) t.yuuki@jyohoku-law.com 03-3988-4866